

# 埼玉学園大学学則

平成 13 年 4 月 1 日制定	平成 14 年 2 月 23 日改正
平成 15 年 10 月 29 日改正	平成 17 年 2 月 18 日改正
平成 18 年 12 月 14 日改正	平成 19 年 12 月 20 日改正
平成 20 年 2 月 20 日改正	平成 21 年 2 月 27 日改正
平成 22 年 2 月 23 日改正	平成 22 年 10 月 26 日改正
平成 23 年 2 月 22 日改正	平成 23 年 2 月 27 日改正
平成 24 年 1 月 18 日改正	平成 25 年 2 月 26 日改正
平成 25 年 5 月 13 日改正	平成 27 年 2 月 10 日改正
平成 27 年 3 月 4 日改正	平成 28 年 3 月 17 日改正
平成 29 年 2 月 21 日改正	平成 30 年 2 月 13 日改正
平成 31 年 2 月 12 日改正	令和 3 年 3 月 9 日改正
令和 4 年 2 月 15 日改正	令和 5 年 2 月 14 日改正

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、新時代の社会の発展に貢献できる有用かつ高徳な人材の育成を目指すとともに広く社会に開かれた大学として地域文化発展へ貢献することを期する。

### (自己点検、評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

第2条の2 本学は前条第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項に基づき、7年ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受け、その結果を公表する。

## 第2章 学部学科、学生定員及び修業年限

### (学部学科及び学生定員)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

人間学部 人間文化学科

子ども発達学科

心理学科

経済経営学部 経済経営学科

2 人間学部は、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、広い分野の知識と人間に係る専門の学術を教授研究し、国際化した共生型社会の要請に応えられる人材を養成することを目的とする。

(1) 人間文化学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、国際的視野にたって人間と文化・歴史との係りについて理解でき、他者への共感能力と豊かなコミュニケーション能力を備えた人材を養成する。

(2) 子ども発達学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、子どもの心身の発達の理解を基本に、乳児・幼児・児童の保育、教育に関する専門知識と技能を備えた人間性豊かな人材を養成する。

(3) 心理学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、心理学の専門的知識と心理的援助に関する技能を備え、現代社会の人間関係や組織の中で直面する課題に対し、主体的に取り組む能力を持った人材を養成する。

3 経済経営学部経済経営学科は、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、広い分野の知識と経済経営に関する専門の学術を教授研究し、企業等で活躍できる人材を養成することを目的とする。

4 本学の各学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	3 年次編入学定員	収 容 定 員
人間学部	人間文化学科	80 人	3 人	326 人
	子ども発達学科	140	3	566
	心理学科	100	0	400
	計	320	6	1,292
経済経営学部	経済経営学科	100	4	408
合 計		420	10	1,700

### (修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

## (修業年限の通算)

第5条 本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、その者が修得した単位数その他の事項を勘案して学長が教授会の議を経て定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

## (在学年限)

第6条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第15条の規定により編入学等をした学生は、入学後の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第3章 学年、学科及び休業日

### (学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

春期 4月1日から9月20日まで

秋期 9月21日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の創立記念日

春季休業日 3月15日から4月4日まで

夏季休業日 8月1日から9月20日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第4章 入学、退学及び休学

### (入学の時期)

第10条 入学の時期は学期の始めとする。

### (入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

### (入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

### (入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

## (入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

### (編入学・再入学・転入学)

第15条 本学に編入学、再入学、又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 第1項の規定により、相当年次に編入学をすることのできる者（次項に規定する者を除く。）は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(6) 旧制高等学校、旧制専門学校又は旧制教員養成学校を卒業した者

(7) 外国において、学校教育における13年又は14年の課程を修了した者

4 第3年次に編入学をできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(6) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(7) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

### (転学部及び転学科)

第16条 他の学部又は学科への転学部又は転学科を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

### (退学)

第17条 退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

### (休学)

第18条 病気その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由を具し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

### (休学の期間)

第19条 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を越えることができない。

3 休学の期間は第6条の在学年限に算入しない。

### (復学)

第20条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

### (転学)

第21条 他の大学へ入学又は編入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

### (留学)

第22条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第4条の修業年限に算入することができる。

3 第34条第1項及び第3項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

### (除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

## **第5章 教育課程及び履修方法等**

### **(授業科目)**

第24条 授業科目の種類、単位等は別表第一のとおりとする。

### **(教育職員免許課程)**

第25条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき本学の定める教科及び教職に関する科目の単位（以下「教育職員免許課程」という。）を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	
		種 類	免許科目
人間学部	人間文化学科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
		中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
		中学校教諭一種免許状	社会
	子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	地理・歴史
経済経営学部	経済経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業

3 教育職員免許課程については、別に定める。

### **(学校図書館司書教諭課程)**

第26条 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に基づき、本学の定める学校図書館教諭に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭課程については、別に定める。

### **(保育士養成課程)**

第27条 保育士となる資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づき、本学の定める保育士養成に関する科目の単位（以下「保育士養成課程」という。）を修得しなければならない。

2 保育士養成課程については、別に定める。

### **(司書課程)**

第28条 図書館司書となる資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に基づき、本学の定める図書館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 図書館に関する科目、単位及び履修方法は別に定める。

### **(学芸員課程)**

第29条 博物館学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則に基づき、本学の定める博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 博物館に関する科目、単位及び履修方法は別に定める。

### **(授業日数)**

第30条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたり210日を原則とする。

### **(単位の計算方法)**

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位を定める。

### (単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 年間に履修できる単位数の上限については、別に定める。

### (学習の評価)

第33条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

### (他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

### (入学前の既修得単位等の取扱い)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部科学省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第2項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位については、第15条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、前条第1項及び第2項により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第6章 卒業及び学位

### (卒業)

第36条 第4条に規定する修業年限以上在学し別表第一に定める授業科目を履修し、124単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

### (学位授与)

第37条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

人間学部	人間文化学科	学士（文学）
	子ども発達学科	学士（人間学）
	心理学科	学士（心理学）
経済経営学部	経済経営学科	学士（経済経営学）

## 第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

### (検定料等)

第38条 本学の検定料、入学料、授業料及びその他の費用の額は、別表第二のとおりとする。

### (授業料の納入期)

第39条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

春期 納期 4月中

秋期 納期 9月中

### (退学及び停学の場合の授業料)

第40条 学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

### (休学の場合の授業料)

第41条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

### (復学の場合の授業料)

第42条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該末期までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

### (学年の中途で卒業する場合の授業料)

第43条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

### (入学料及び授業料等の免除等)

第44条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他特別な事情があると認める場合は、入学料、授業料及びその他の費用の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料及びその他の費用の免除等に関し必要な事項については別に定める。

### (納付した授業料等)

第 45 条 納付した検定料、入学料、授業料及びその他の費用は原則として返付しない。

### (聴講生、科目等履修生等の授業料等)

第 46 条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び研修生の検定料、入学料、授業料及びその他の費用については、別に定める。

## 第 8 章 教職員組織

### (教職員組織)

第 47 条 本学に学長、教授、准教授、講師及び事務職員を置く。

2 本学に、前項のほか、副学長、学部長、助教、助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

## 第 9 章 教授会

### (教授会)

第 48 条 本学に教授会を置く。

### (教授会の構成)

第 49 条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に前項以外の教職員を加えることができる。  
(その他)

第 50 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項については、別に定める。

## 第 10 章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生

### (聴講生、科目等履修生及び研修生)

第 51 条 本学において特定の授業科目を聴講、科目等履修又は研修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上聴講生、科目等履修生又は研修生として入学を許可することができる。

2 聴講生、科目等履修生又は研修生に関し必要な事項については、別に定める。  
(特別聴講学生)

第 52 条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項については、別に定める。  
(外国人留学生)

第 53 条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項については、別に定める。

## 第 11 章 賞 罰

### (表 彰)

第 54 条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

### (懲 戒)

第 55 条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。  
3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者  
(2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者  
(3) 正当な理由がなくて出席常でない者  
(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者  
4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1月を超えないときは、教授会の議を経て修業年限に算入することができる。  
5 第 2 項に掲げる懲戒の処分の手続きについては、別に定めるところによる。

## 第 12 章 情報メディアセンター

### (情報メディアセンター)

第 56 条 本学に、情報メディアセンターを置く。

2 情報メディアセンターに関する規則は、別に定める。

## 第 13 章 教育研究施設及び宿泊施設

### (教育研究施設)

第 57 条 本学に次の教育研究施設を置く。

一 臨床心理カウンセリングセンター

2 前項の教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。  
(宿泊施設)

第 58 条 本学の教職員及び学生の宿泊施設を置くことがある。

2 宿泊施設に関する規則は、別に定める。

## 第14章 公開講座

### (公開講座)

第59条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

#### 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成15年11月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に規定する収容定員は、同条同項の規定にかかわらず平成17年度から平成19年度までは次のとおりとする。

学部	学 科	17年度	18年度	19年度
人間学部	人間文化学科	昼間主コース 夜間主コース	330 70	330 70
	幼児発達学科	昼間主コース	80	160
		夜間主コース	—	—
	計	480	560	645
経営学部	経営学科	昼間主コース 夜間主コース	330 65	330 55
	会計学科	昼間主コース	60	120
		夜間主コース	10	20
	計	465	530	605
合 計	昼間主コース	800	940	1090
	夜間主コース	145	150	160
	計	945	1090	1250

3 改正後の別表第一は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、第3年次編入学者については、平成19年度編入学者から適用し、平成18年度以前の編入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に規定する収容定員は、同条同項の規定にかかわらず平成18年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学部	学 科	18年度	19年度	20年度
人間学部	人間文化学科	95	190	295
		昼間主コース 夜間主コース	250 55	170 40
	幼児発達学科	80	160	245
		昼間主コース 夜間主コース	80 —	85 —
経営学部	経営学科	95	190	295
		昼間主コース 夜間主コース	250 50	170 35
	会計学科	65	130	205
		昼間主コース 夜間主コース	60 10	65 15
合 計	335	670	1040	
	昼間主コース	640	490	320
	夜間主コース	115	90	50
	計	1090	1250	1410

3 この学則施行前の夜間主コースは、改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず平成18年3月31日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとし、教育課程及び履修方法は、なお従前の例による。

## 附 則

- この学則は、平成 18 年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 45 条、第 47 条及び別表第一の改正規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一は、平成 19 年度入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

- この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 25 条の改正規定及び改正後の別表第一は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

## 附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

## 附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条第 4 項に規定する収容定員は、同条同項の規定にかかわらず平成 21 年度から平成 23 年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人間学部	人間文化学科	4 2 5	4 5 0	4 7 5
	子ども発達学科	3 4 5	3 7 0	3 9 5
経営学部	経営学科	4 2 5	4 5 0	4 7 5
	会計学科	2 7 0	2 8 0	2 8 0
合計		1 4 6 5	1 5 5 0	1 6 2 5

- 幼児発達学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日まで存続することとする。
- 改正後の別表第一は、平成 21 年度入学者から適用し、平成 20 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、第 3 年次編入学者については、平成 23 年度編入学者から適用し、平成 22 年度以前の編入学者については、なお従前の例による。
- 平成 20 年度以前の入学者に対して、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

## 附 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一は、平成 22 年度入学生から適用し、平成 21 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

## 附 則

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一は、平成 23 年度入学生から適用し、平成 22 年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第 3 年次編入学者については、平成 25 年度編入学者から適用し、平成 24 年度以前の編入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条第 4 項に規定する収容定員は、同条同項の規定にかかわらず平成 24 年度から平成 27 年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人間学部	人間文化学科	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	子ども発達学科	4 4 0	4 6 0	4 8 0
経営学部	経営学科	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	会計学科	2 6 0	2 4 0	2 2 0
合計		1 7 0 0	1 7 0 0	1 7 0 0

- 改正後の別表第一は、平成 24 年度入学生より適用し、平成 23 年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第 3 年次編入学者については、平成 26 年度編入学生から適用し、平成 25 年度以前の編入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条第 4 項に規定する収容定員は、同条同項の規定にかかわらず平成 25 年度から平成 27 年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人間学部	人間文化学科	4 9 3	4 8 6	4 8 6
	子ども発達学科	4 5 3	4 6 6	4 8 6
経営学部	経営学科	3 7 0	2 4 0	1 2 0
	会計学科	1 8 5	1 1 0	4 5
経済経営学部	経済経営学科	1 8 0	3 6 0	5 4 4
合計		1 6 8 1	1 6 6 2	1 6 8 1

- 3 改正後の別表第一は、平成 25 年度入学生より適用し、平成 24 年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第 3 年次編入学者については、平成 27 年度編入学生から適用し、平成 26 年度以前の編入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第一は、平成 26 年度入学生より適用し、平成 25 年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第 3 年次編入学者については、平成 28 年度編入学生から適用し、平成 27 年度以前の編入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 4 項に規定する収容定員は、同条同項の規定にかかわらず平成 27 年度から平成 29 年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人間学部	人間文化学科	506	526	546
	子ども発達学科	506	526	546
経営学部	経営学科	120	—	—
	会計学科	45	—	—
経済経営学部	経済経営学科	504	648	608
合計		1681	1700	1700

#### 附 則（平成 28 年 3 月 17 日改正）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第二は、平成 29 年度入学生より適用し、平成 28 年度以前の入学生は、なお従前の例による。ただし、第 3 年次編入学生については、平成 31 年度編入学生から適用し、平成 30 年度以前の編入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成 29 年 2 月 21 日改正）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 4 項に規定する収容定員は、同条同項の規定にかかわらず平成 29 年度から平成 31 年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人間学部	人間文化学科	506	446	386
	子ども発達学科	566	566	566
	心理学科	100	200	300
経済経営学部	経済経営学科	528	488	448
合計		1700	1700	1700

- 3 経営学科又は会計学科については、施行日の前日に現に在学する者（以下「施行日前日在学生」という。）が、当該学科に在学しなくなる日まで存続するものとし、経営学部については、施行日前日在学生が経営学科及び会計学科のいずれにも在学しなくなる日まで存続するものとして、改正前の学則を適用する。
- 4 改正後の別表第一は、平成 29 年度入学生から適用し、平成 28 年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第 3 年次編入学生については、平成 31 年度編入学生から適用し、平成 30 年度以前の編入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第一は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 29 年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。ただし、第 3 年次編入学生については、平成 32 年度編入学生から適用し、平成 31 年度以前の編入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第一は、平成 31 年度入学生から適用し、平成 30 年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。ただし、第 3 年次編入学生については、平成 33 年度編入学生から適用し、平成 32 年度以前の編入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に入学した者については、既に単位を修得した改正前の授業科目を除き、次の附則別表に規定する改正後の授業科目名称を適用するものとする。

附則別表

改正後	改正前
特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	発達障害論
幼児理解の理論と方法	幼児心理学
道徳の指導法	道徳教育の研究
教育方法論(総合的な学習の時間の指導法を含む)	教育方法論
保育内容(健康) I	保育内容の研究(健康) I
保育内容(健康) II	保育内容の研究(健康) II
保育内容(人間関係) I	保育内容の研究(人間関係) I
保育内容(人間関係) II	保育内容の研究(人間関係) II
保育内容(環境) I	保育内容の研究(環境) I
保育内容(環境) II	保育内容の研究(環境) II
保育内容(言葉) I	保育内容の研究(言葉) I
保育内容(言葉) II	保育内容の研究(言葉) II
保育内容(表現-音楽) I	保育内容の研究(表現-音楽) I
保育内容(表現-音楽) II	保育内容の研究(表現-音楽) II
保育内容(表現-造形) I	保育内容の研究(表現-造形) I
保育内容(表現-造形) II	保育内容の研究(表現-造形) II
保育内容(表現-身体) I	保育内容の研究(表現-身体) I
保育内容(表現-身体) II	保育内容の研究(表現-身体) II

- 4 附則第 2 項の規定にかかわらず、別表第一に定める「ビジネス社会と出会う I (業界研究・会社研究)」、「ビジネス社会と出会う II (業界研究・会社研究)」及び「保育・教育課程論」については、平成 30 年度以前に入学した者もこれを履修することができ、修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができるとしている。

### 附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
 2 改正後の別表第一は、令和 3 年度入学生から適用し、令和 2 年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。ただし、第 3 年次編入学生については、令和 5 年度編入学生から適用し、令和 4 年度以前の編入学生については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
 2 改正後の別表第一は、令和 4 年度入学生から適用し、令和 3 年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。ただし、第 3 年次編入学生については、令和 6 年度編入学生から適用し、令和 5 年度以前の編入学生については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
 2 改正後の第 33 条は、令和 5 年度在学生から適用する。ただし、令和 4 年度までの成績評価については、素点が 90 点以上の場合の成績評価を「秀」として取り扱うこととする。  
 3 改正後の別表第一は、令和 5 年度入学生から適用し、令和 4 年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。ただし、第 3 年次編入学生については、令和 7 年度編入学生から適用し、令和 6 年度以前の編入学生については、なお従前の例による。

別表第一

## 【人間学部人間文化学科】

授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
日本文学入門	1・2		2		必修を含め 32 単位以上
英語圏文学入門	1・2		2		
日本史学入門	1・2		2		
西洋史学入門	1・2		2		
言語学	1・2		2		
宗教学	1・2・3		2		
哲学	1・2・3		2		
倫理学	1・2・3		2		
生命の倫理	2・3		2		
美術史	1・2		2		
日本語の運用	1・2		2		
文章作成法	1・2		2		
政治学	2・3		2		
法学入門	1・2		2		
憲法（日本国憲法）	1・2		2		
民法	2・3		2		
ジェンダー学	1・2		2		
社会学 I	1・2		2		
社会学 II	1・2		2		
経済学入門	1・2		2		
国際関係論	2・3		2		
環境学	2・3		2		
科学史	1・2		2		
統計学 I	1・2		2		
統計学 II	1・2		2		
数学（線形代数基礎）	1・2		2		
数学（解析基礎）	1・2		2		
情報科学史	2・3		2		
情報機器の操作	1	2			必修を含め 4 単位以上。 外国人留学生については、 母国語の履修は認めない。 ただし英語 I と英語 II の 必修2科目にかけて日本語・ 日本事情 I と日本語・日本 事情 II の2科目を必修科目 として履修することができる。
情報処理（文書の作成と表現）	1・2		2		
情報処理（表計算）	1・2		2		
情報処理（データベース）	2・3		2		
ビジネス社会と出会う I (業界研究・会社研究)	1・2・3・4		2		
ビジネス社会と出会う II (業界研究・会社研究)	1・2・3・4		2		
キャリアデザイン I	1・2・3・4		2		
キャリアデザイン II	2・3・4		2		
インターンシップ I	1・2		2		
インターンシップ II	3・4		2		
健康科学 I (理論・実技)	1		1		
健康科学 II (理論・実技)	1・2		1		
教養演習 I	1		2		
教養演習 II	1		2		
英語 I	1	1			
英語 II	1	1			
英語（見て聴く英語）	2・3・4		1		
英語（読む英語）	2・3・4		1		
英会話 I	1・2・3・4		1		
英会話 II	1・2・3・4		1		
中国語 I	1・2・3・4		1		
中国語 II	1・2・3・4		1		
韓国語 I	1・2・3・4		1		
韓国語 II	1・2・3・4		1		
ドイツ語 I	1・2・3・4		1		
ドイツ語 II	1・2・3・4		1		
フランス語 I	1・2・3・4		1		
フランス語 II	1・2・3・4		1		
日本語・日本事情 I	1		1		
日本語・日本事情 II	1		1		
日本語・日本事情 III	1・2・3・4		1		
日本語・日本事情 IV	1・2・3・4		1		

授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
日本文学史概論（古典）	1・2		2		
日本文学史概論（近現代）	1・2		2		
日本文学講読（古典）I	2・3		2		
日本文学講読（古典）II	2・3		2		
日本文学講読（近現代）I	2・3		2		
日本文学講読（近現代）II	2・3		2		
日本文学特論（古典）	3・4		2		
日本文学特論（近現代）	3・4		2		
中国古典文学	2・3		2		
日本漢文学	2・3		2		
東アジア文学	2・3		2		
ヨーロッパ文学	2・3		2		
比較文学I（東アジア）	2・3		2		
比較文学II（ヨーロッパ）	2・3		2		
日本語学（概論）	1・2		2		
日本語学（各論）	2・3		2		
哲学概論	1・2		2		
倫理学概論	1・2		2		
書道	2・3		2		
生涯学習概論	3・4		2		
日本語の文法	1・2		2		
日本語コミュニケーション	2・3		2		
英語圏文学概論	1・2		2		
英語圏文学講読	2・3		2		
英語圏文学特論	3・4		2		
英語学（概論）	1・2		2		
英語学（各論）	2・3		2		
英語音声学	2・3		2		
英語学特論（文法論）	2・3		2		
英語学特論（意味論・語用論）	2・3		2		
英語史	3・4		2		
英語コミュニケーション	3・4		2		
異文化コミュニケーション	3・4		2		
社会言語学	2・3		2		
日本文化概論I	1・2		2		
日本文化概論II	1・2		2		
日本史概説	1・2		2		
日本史資料講読（古代・中世）	2・3		2		
日本史資料講読（近世）	2・3		2		
日本史資料講読（近現代）	2・3		2		
西洋史資料講読	2・3		2		
東洋史資料講読	2・3		2		
日本史特論（近世以前）	3・4		2		
日本史特論（明治以降）	3・4		2		
日本思想史	2・3		2		
古文書学	2・3		2		
書誌学	2・3		2		
文化人類学	1・2		2		
英語圏文化概論	1・2		2		
西洋史概説	1・2		2		
西洋史特論I	3・4		2		
西洋史特論II	3・4		2		
西洋思想史	2・3		2		
東洋史概説	1・2		2		
東洋史特論I	3・4		2		
東洋史特論II	3・4		2		
東洋史特論III	3・4		2		
東洋思想史	2・3		2		
地域文化論I	2・3		2		
地域文化論II	2・3		2		
地域文化論III	2・3		2		
比較文化論	2・3		2		
家族論I	2・3		2		
家族論II	2・3		2		
メディア文化論	1・2		2		
メディア教育論	1・2		2		
ポップカルチャー論	1・2		2		
ポピュラー音楽論	2・3		2		
アニメ・ゲーム文化論	2・3		2		
映像文化論	2・3		2		
人文地理学	2・3		2		
自然地理学	2・3		2		
地誌学	3・4		2		
人間心理概論	1		2		
人間心理調査法	1・2		2		
発達心理学	2・3		2		
教育心理学	2・3		2		
社会心理学I	2・3		2		
社会心理学II	2・3		2		
基礎演習	2		4		
専門演習	3		4		
卒業論文又は卒業研究	4		2		
特別講義I	1・2・3・4				
特別講義II	3・4		2		

必修を含め  
68 単位以上

自由選択科目 他学科の専門科目又は他学部の開講科目から自由選択

18 単位以内

卒業要件 単位数 124 単位以上

## 【人間学部子ども発達学科】

授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
全 学 共 通 科 目	日本文学入門	1・2		2	必修を含め 32 単位以上
	英語圏文学入門	1・2		2	
	日本史学入門	1・2		2	
	西洋史学入門	1・2		2	
	言語学	1・2		2	
	宗教学	1・2・3		2	
	哲学	1・2・3		2	
	倫理学	1・2・3		2	
	生命の倫理	2・3		2	
	美術史	1・2		2	
	日本語の運用	1・2		2	
	文章作成法	1・2		2	
	政治学	2・3		2	
	法学入門	1・2		2	
	憲法（日本国憲法）	1・2		2	
	民法	2・3		2	
	ジェンダー学	1・2		2	
	社会学 I	1・2		2	
	社会学 II	1・2		2	
	経済学入門	1・2		2	
	国際関係論	2・3		2	
	環境学	2・3		2	
	科学史	1・2		2	
学	統計学 I	1・2		2	
	統計学 II	1・2		2	
	数学（線形代数基礎）	1・2		2	
	数学（解析基礎）	1・2		2	
	情報科学史	2・3		2	
共 通	情報機器の操作	1	2		
	情報処理（文書の作成と表現）	1・2		2	
	情報処理（表計算）	1・2		2	
	情報処理（データベース）	2・3		2	
	ビジネス社会と出会い I（業界研究・会社研究）	1・2・3・4		2	
科 目	ビジネス社会と出会い II（業界研究・会社研究）	1・2・3・4		2	
	キャリアデザイン I	1・2・3・4		2	
	キャリアデザイン II	2・3・4		2	
	インターンシップ I	1・2		2	
	インターンシップ II	3・4		2	
教養演習	健康科学 I（理論・実技）	1		1	
	健康科学 II（理論・実技）	1・2		1	
	教養演習 I	1		2	
	教養演習 II	1		2	
	英語 I	1	1		
言語	英語 II	1			必修を含め 4 単位以上。 外国人留学生については、母国語の履修は認めない。 ただし英語 I と英語 II の必修2科目に加えて日本語・日本事情 I と日本語・日本事情 II の2科目を必修科目として履修することができる。
	英語（見て聴く英語）	2・3・4		1	
	英語（読む英語）	2・3・4		1	
	英会話 I	1・2・3・4		1	
	英会話 II	1・2・3・4		1	
	中国語 I	1・2・3・4		1	
	中国語 II	1・2・3・4		1	
	韓国語 I	1・2・3・4		1	
	韓国語 II	1・2・3・4		1	
	ドイツ語 I	1・2・3・4		1	
	ドイツ語 II	1・2・3・4		1	
	フランス語 I	1・2・3・4		1	
	フランス語 II	1・2・3・4		1	
	日本語・日本事情 I	1		1	
	日本語・日本事情 II	1		1	
	日本語・日本事情 III	1・2・3・4		1	
	日本語・日本事情 IV	1・2・3・4		1	



## 【人間学部 心理学科】

授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
全 学 共 通 科 目	日本文学入門	1・2		2	必修を含め 32 単位以上
	英語圏文学入門	1・2		2	
	日本史学入門	1・2		2	
	西洋史学入門	1・2		2	
	言語学	1・2		2	
	宗教学	1・2・3		2	
	哲学	1・2・3		2	
	倫理学	1・2・3		2	
	生命の倫理	2・3		2	
	美術史	1・2		2	
	日本語の運用	1・2		2	
	文章作成法	1・2		2	
	政治学	2・3		2	
	法学入門	1・2		2	
	憲法（日本国憲法）	1・2		2	
	民法	2・3		2	
	ジェンダー学	1・2		2	
	社会学 I	1・2		2	
	社会学 II	1・2		2	
	経済学入門	1・2		2	
	国際関係論	2・3		2	
	環境学	2・3		2	
	科学史	1・2		2	
学	統計学 I	1・2		2	
	統計学 II	1・2		2	
	数学（線形代数基礎）	1・2		2	
	数学（解析基礎）	1・2		2	
	情報科学史	2・3		2	
共 通	情報機器の操作	1	2		
	情報処理（文書の作成と表現）	1・2		2	
	情報処理（表計算）	1・2		2	
	情報処理（データベース）	2・3		2	
	ビジネス社会と出会い I（業界研究・会社研究）	1・2・3・4		2	
科 目	ビジネス社会と出会い II（業界研究・会社研究）	1・2・3・4		2	
	キャリアデザイン I	1・2・3・4		2	
	キャリアデザイン II	2・3・4		2	
	インターンシップ I	1・2		2	
	インターンシップ II	3・4		2	
教養演習	健康科学 I（理論・実技）	1		1	
	健康科学 II（理論・実技）	1・2		1	
	教養演習 I	1		2	
	教養演習 II	1		2	
	英語 I	1	1		
外 国 語	英語 II	1			必修を含め 4 単位以上。 外国人留学生については、母国語の履修は認めない。 ただし英語 I と英語 II の必修2科目に加えて日本語・日本事情 I と日本語・日本事情 II の2科目を必修科目として履修することができる。
	英語（見て聴く英語）	2・3・4		1	
	英語（読む英語）	2・3・4		1	
	英会話 I	1・2・3・4		1	
	英会話 II	1・2・3・4		1	
	中国語 I	1・2・3・4		1	
	中国語 II	1・2・3・4		1	
	韓国語 I	1・2・3・4		1	
	韓国語 II	1・2・3・4		1	
	ドイツ語 I	1・2・3・4		1	
	ドイツ語 II	1・2・3・4		1	
	フランス語 I	1・2・3・4		1	
	フランス語 II	1・2・3・4		1	
	日本語・日本事情 I	1		1	
	日本語・日本事情 II	1		1	
	日本語・日本事情 III	1・2・3・4		1	
	日本語・日本事情 IV	1・2・3・4		1	

授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
学 科 専 門 科 目	心理学概論 I	1	2		
	心理学概論 II	1	2		
	社会心理学概論（社会・集団・家族心理学）	1	2		
	臨床心理学概論	1	2		
	発達心理学概論	1		2	
	心理学研究法	1	2		
	心理学実験基礎（心理学実験）	1	2		
	調査研究法	2・3		2	
	心理検査法（心理的アセスメント）	2・3		2	
	心理学統計法 I	1	2		
	心理学統計法 II	2・3		2	
	心理統計演習	3・4		2	
	心理学実験	2		2	
	学習心理学（学習・言語心理学）	2・3		2	
	知覚心理学	2・3		2	
	認知心理学（知覚・認知心理学）	2・3		2	
	神経生理心理学（神経・生理心理学）	2・3		2	
	比較心理学	2・3		2	
	教育心理学	2・3		2	
	学校心理学（教育・学校心理学）	2・3		2	
	乳幼児心理学	2・3		2	
	児童青年心理学	2・3		2	
	高齢者心理学	2・3		2	
	産業心理学（産業・組織心理学）	3		2	必修科目を含めて 68 単位以上
	組織心理学	3		2	
	コミュニケーション心理学	2・3		2	
	人間関係学	2		2	
	欲求・行動心理学	2・3		2	心理実習の時間は 80 時間以上とする。
	キャリア心理学	2		2	
	環境心理学	3		2	
	交通心理学	2・3		2	
	メディア心理学	3・4		2	
	家族心理学	2・3		2	
	パーソナリティ心理学（感情・人格心理学）	2・3		2	
	障害児（者）心理学（障害者・障害児心理学）	2・3		2	
	カウンセリング心理学（心理学的支援法）	2・3		2	
	健康心理学（健康・医療心理学）	2・3		2	
	犯罪心理学（司法・犯罪心理学）	2・3		2	
	学校臨床心理学	3・4		2	
	心理療法論	2・3		2	
	コミュニティ心理学	3・4		2	
	認知行動療法	3・4		2	
	精神医学概論（精神疾患とその治療）	3・4		2	
	心理実践職能論（公認心理師の職責）	2・3		2	
	福祉心理学	2・3		2	
	人体の構造と機能及び疾病	3		2	
	関係行政論	3・4		2	
	心理演習	3		2	
	心理実習	4		2	
	基礎演習 I	1		2	
	基礎演習 II	2		2	
	専門演習	3		4	
	卒業論文又は卒業研究	4	4		
自由選択科目	他学科の専門科目又は他学部の開講科目から自由選択				18 単位以内

卒業要件単位数 124 単位以上

## 【経済経営学部経済経営学科】

授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
全 学 共 通 科 目	日本文学入門	1・2		2	必修を含め 32 単位以上
	英語圏文学入門	1・2		2	
	日本史学入門	1・2		2	
	西洋史学入門	1・2		2	
	言語学	1・2		2	
	宗教学	1・2・3		2	
	哲学	1・2・3		2	
	倫理学	1・2・3		2	
	生命の倫理	2・3		2	
	美術史	1・2		2	
	日本語の運用	1・2		2	
	文章作成法	1・2		2	
	政治学	2・3		2	
	法学入門	1・2		2	
	憲法（日本国憲法）	1・2		2	
	民法	2・3		2	
	ジェンダー学	1・2		2	
	社会学 I	1・2		2	
	社会学 II	1・2		2	
	経済学入門	1・2		2	
	国際関係論	2・3		2	
	環境学	2・3		2	
	科学史	1・2		2	
	統計学 I	1・2		2	
	統計学 II	1・2		2	
	数学（線形代数基礎）	1・2		2	
	数学（解析基礎）	1・2		2	
	情報科学史	2・3		2	
	情報機器の操作	1	2		必修を含め 4 単位以上。 外国人留学生については、 母国語の履修は認めない。 ただし英語 I と英語 II の 必修2科目にかけて日本語・ 日本事情 I と日本語・日本 事情 II の2科目を必修科目 として履修することができる。
	情報処理（文書の作成と表現）	1・2		2	
	情報処理（表計算）	1・2		2	
	情報処理（データベース）	2・3		2	
	ビジネス社会と出会い I (業界研究・会社研究)	1・2・3・4		2	
	ビジネス社会と出会い II (業界研究・会社研究)	1・2・3・4		2	
	キャリアデザイン I	1・2・3・4		2	
	キャリアデザイン II	2・3・4		2	
	インターンシップ I	1・2		2	
	インターンシップ II	3・4		2	
	健康科学 I (理論・実技)	1		1	
	健康科学 II (理論・実技)	1・2		1	
	教養演習 I	1		2	
	教養演習 II	1		2	
	英語 I	1	1		必修を含め 4 単位以上。 外国人留学生については、 母国語の履修は認めない。 ただし英語 I と英語 II の 必修2科目にかけて日本語・ 日本事情 I と日本語・日本 事情 II の2科目を必修科目 として履修することができる。
	英語 II	1		1	
	英語（見て聴く英語）	2・3・4		1	
	英語（読む英語）	2・3・4		1	
	英会話 I	1・2・3・4		1	
	英会話 II	1・2・3・4		1	
	中国語 I	1・2・3・4		1	
	中国語 II	1・2・3・4		1	
	韓国語 I	1・2・3・4		1	
	韓国語 II	1・2・3・4		1	
	ドイツ語 I	1・2・3・4		1	
	ドイツ語 II	1・2・3・4		1	
	フランス語 I	1・2・3・4		1	
	フランス語 II	1・2・3・4		1	
	日本語・日本事情 I	1		1	
	日本語・日本事情 II	1		1	
	日本語・日本事情 III	1・2・3・4		1	
	日本語・日本事情 IV	1・2・3・4		1	

授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経済科目群	経済学総論	1	2			
	経済学	1・2	2			
	経済史	1・2				
	ミクロ経済学	2・3・4				
	マクロ経済学	2・3・4				
	経済学史	1・2				
	国際経済論	1・2				
	日本経済論	1・2				
	財政学	1・2				
	金融論	1・2				
	国際金融論	1・2				
	社会政策論	1・2				
	経済政策論	1・2				
	アジア経済論	3・4				
	発展途上国論	3・4				
	欧米経済事情	3・4				
	環境経済学	1・2				
経営科目群	経営学総論	1	2			
	経営学	1・2	2			
	法学	1・2				
	経営史	1・2				
	リスク・マネジメント論	2・3・4				
	経営管理論	2・3・4				
	企業論	2・3・4				
	企業法 I	2・3・4				
	企業法 II	2・3・4				
	経営戦略論	3・4				
	経営組織論	2・3・4				
	生産管理論	2・3・4				
	ベンチャー企業論	3・4				
	ヘルスケアサービス・マネジメント	3・4				
	国際経営論	3・4				
	アジア経営論	2・3・4				
	日本経営論	2・3・4				
	中小企業論	2・3・4				
学科専門科目	環境経営論	3・4				
	経営学史	3・4				
	経営心理学	1・2・3・4				
	マーケティング論	2・3・4				
	人的資源管理	3・4				
	消費者行動論	3・4				
	マーケティング・リサーチ	3・4				
	経営財務論 I	2・3・4				
	経営財務論 II	2・3・4				
	証券市場論	2・3・4				
会計科目群	会計学総論	1・2	2			
	初級簿記	1				
	中級簿記	1・2				
	上級簿記	1・2・3				
	租税法 I	2・3・4				
	租税法 II	2・3・4				
	財務諸表論 I	1・2・3				
	財務諸表論 II	1・2・3				
	原価計算論 I	2・3・4				
	原価計算論 II	2・3・4				
	管理会計論 I	2・3・4				
	管理会計論 II	2・3・4				
	経営分析論	2・3・4				
	監査論	2・3・4				
	国際会計論	2・3・4				
	環境会計論	2・3・4				
データサイエンス科目群	税務会計論 I	2・3・4				
	税務会計論 II	2・3・4				
	パソコン会計	2・3・4				
	プログラミング I	1・2				
	プログラミング II	1・2				
	経済統計学	1・2				
	データサイエンス	2・3・4				
スポーツ・健康科目群	プラットフォーマービジネス	1・2				
	フィンテックとデジタル社会	1・2				
	AI（人工知能）	2・3・4				
	暗号資産とブロックチェーン	2・3・4				
	スポーツマネジメント論	2・3・4				
	スポーツマーケティング論	2・3・4				
	スポーツ企業経営論	2・3・4				
	生涯スポーツ論	2・3・4				
観光ビジネス科目群	健康ビジネス論	2・3・4				
	スポーツ心理学	2・3・4				
	スポーツ文化論	1				
	スポーツ栄養学	2・3・4				
	スポーツ指導論	2・3・4				
	旅行ビジネス論	1				
	観光ホスピタリティ論	1				
共通科目群	宿泊業経営論	2・3・4				
	観光マーケティング論	2・3・4				
	旅行業法	2・3・4				
	かしこい旅行実務論	2・3・4				
	世界遺産と観光業	2・3・4				
	エコツーリズム	2・3・4				
	経済経営統計学	2・3・4				
	外国書講読	3・4				
	職業指導	3・4				
	特殊講義 I	1・2・3・4				
自由選択科目	特殊講義 II	1・2・3・4				
	特殊講義 III	1・2・3・4				
	特殊講義 IV	1・2・3・4				
	基礎演習	2				
	専門演習	3				
	卒業論文又は卒業研究	4				
	他学部の開講科目から自由選択	4				

必修科目を含めて  
68 単位以上

18 単位以内

卒業要件単位数 124 単位以上

**別表第二  
【各学部共通】**

科 目	金 額 (円)	備 考
入 学 金	270,000	入学時のみ
授 業 料	720,000	年 額
施 設 設 備 資 金	360,000	年 額
入 学 檢 定 料	30,000	

**備考**

1 教員免許状・保育士・図書館司書・博物館学芸員等の資格取得を希望する場合は、入学後それぞれ実習費等別途費用が必要となります。

2 人間学部心理学科は、上記の学納金の他に実験実習費が別途必要となります。